わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議設置要綱 (案)

(設置)

第1条 わたSHIGA輝く国スポ・障スポおよび競技別リハーサル大会(以下「国スポ等」という。)を推進するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 国スポ等における各競技会の運営に関すること。
 - (2) 国スポ等の開催に向けた関連事業の推進に関すること。
 - (3) その他国スポ等の推進のため必要な事項

(構成および職務)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長および本部員で組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長および教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、草津市庁議規程(平成18年草津市訓令第2号)第3条に規定する部長 会議の構成員(市長、副市長および教育長を除く。)をもって充てる。
- 5 本部長に事故があるときまたは本部長が欠けたときは、副本部長が第3項に掲げる順序(副市長においては、所管の副市長、他の副市長の順序)により本部長の職務を 行う。
- 6 本部長および副本部長ともに事故があるときまたは欠けたときは、教育部長が本部 長の職務を行う。
- 7 本部員は、本部長の指示に従い、本部の事務に従事する。

(会議)

- 第4条 本部長は、本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部会議を招集する。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を本部会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

- 第5条 本部会議の事務を補助するために、幹事会を設置する。
- 2 幹事会は幹事長および幹事で組織する。
- 3 幹事長は教育委員会事務局副部長(スポーツ担当)をもって充て、幹事は草津市庁 議規程第11条の総括副部長会議の構成員をもって充てる。
- 4 幹事会について必要な事項は、本部長が別に定める。 (庶務)
- 第6条 本部に関する庶務は、教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。